

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社RYODENと称する。英文ではRYODEN CORPORATIONとする。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物品の製造、売買及び輸出入業

イ. 電気機械機具、電子機器及び通信機器

ロ. 建設機械、工作機械、輸送機械、事務用及び民生用機械機具、その他一般機械機具

ハ. 計測器、医療器械機具、その他精密機械機具

ニ. 金属・金属製品、繊維製品、木材・木製品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、ゴム製品、土石・窯業製品

ホ. 日用品雑貨、油脂、燃料、農水産物、飲食料品

(2) 前号物品の開発、加工、修理、賃貸借、請負業及び運送業

(3) 建設業

(4) 不動産の売買、賃貸借及び管理業

(5) 前各号の代理業、仲立業及び問屋業

(6) 労働者派遣業

(7) 発電及び電力の供給事業

(8) 古物売買業

(9) 電気通信事業

(10) ソフトウェアの作成、開発、販売、賃貸、保守、運用及び管理

(11) インターネットを利用した各種サービスの開発、販売、賃貸、保守、運用及び管理

(12) 各種情報収集、情報処理、情報提供、コンサルティング

(13) 前各号に関連する事業

(本 店)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、113,100,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求することができる権利

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は必要ある場合に随時、これを招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い取締役がこれを招集する。

②株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、株主総会において議決権を有する他の出席株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## 第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。

- ②当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員から社長 1 名を選定する。また必要に応じ、取締役から会長 1 名を選定することができる。

- ②当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集しその議長となる。ただし、取締役会長に欠員又は差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任限定)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第 423 条第 1 項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(執行役員)

第 27 条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

②取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を執行させる。  
なお、執行役員は取締役（監査等委員であるものを除く。）が兼務することができる。

③取締役会は、その決議によって執行役員から副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員を選定することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 31 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

②当社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当金はその支払確定の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払の配当金には利息をつけない。

制定 1947 年 4 月 22 日

(沿 革)

| 年    | 月 | 日         | 摘要 | 年    | 月 | 日        | 摘要 | 年    | 月 | 日        | 摘要 |
|------|---|-----------|----|------|---|----------|----|------|---|----------|----|
| 1947 | 年 | 4 月 22 日  | 制定 | 1965 | 年 | 5 月 28 日 | 变更 | 2009 | 年 | 6 月 26 日 | 变更 |
| 1947 | 年 | 11 月 10 日 | 变更 | 1973 | 年 | 5 月 30 日 | "  | 2010 | 年 | 6 月 29 日 | "  |
| 1948 | 年 | 5 月 5 日   | "  | 1975 | 年 | 5 月 28 日 | "  | 2013 | 年 | 6 月 27 日 | "  |
| 1948 | 年 | 6 月 10 日  | "  | 1976 | 年 | 6 月 30 日 | "  | 2014 | 年 | 6 月 27 日 | "  |
| 1949 | 年 | 5 月 27 日  | "  | 1977 | 年 | 6 月 30 日 | "  | 2016 | 年 | 6 月 29 日 | "  |
| 1949 | 年 | 11 月 29 日 | "  | 1982 | 年 | 6 月 30 日 | "  | 2017 | 年 | 6 月 29 日 | "  |
| 1950 | 年 | 5 月 29 日  | "  | 1987 | 年 | 6 月 26 日 | "  | 2017 | 年 | 10 月 1 日 | "  |
| 1950 | 年 | 11 月 29 日 | "  | 1989 | 年 | 6 月 29 日 | "  | 2018 | 年 | 6 月 28 日 | "  |
| 1952 | 年 | 11 月 17 日 | "  | 1991 | 年 | 6 月 27 日 | "  | 2022 | 年 | 6 月 23 日 | "  |
| 1954 | 年 | 5 月 27 日  | "  | 1992 | 年 | 6 月 26 日 | "  | 2024 | 年 | 6 月 25 日 | "  |
| 1956 | 年 | 5 月 29 日  | "  | 1994 | 年 | 6 月 29 日 | "  | 2025 | 年 | 6 月 24 日 | "  |
| 1957 | 年 | 5 月 29 日  | "  | 1998 | 年 | 6 月 26 日 | "  | 2026 | 年 | 10 月 1 日 | "  |
| 1958 | 年 | 5 月 28 日  | "  | 1999 | 年 | 6 月 29 日 | "  |      |   |          |    |
| 1960 | 年 | 5 月 26 日  | "  | 2000 | 年 | 6 月 29 日 | "  |      |   |          |    |
| 1961 | 年 | 5 月 30 日  | "  | 2002 | 年 | 6 月 27 日 | "  |      |   |          |    |
| 1962 | 年 | 5 月 29 日  | "  | 2003 | 年 | 6 月 27 日 | "  |      |   |          |    |
| 1963 | 年 | 5 月 29 日  | "  | 2004 | 年 | 6 月 29 日 | "  |      |   |          |    |
| 1964 | 年 | 5 月 28 日  | "  | 2006 | 年 | 6 月 29 日 | "  |      |   |          |    |